平成２７年（再イ）第２４号
堺市美原区大保61番地８
再生債務者　濱田　　徹
１　決議に付する再生計画案　平成27年６月25日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成27年８月５日まで
平成27年７月８日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２７年（再イ）第３４号
札幌市中央区南12条西１丁目１番15―1003号
再生債務者　朝倉　大輔
１　決議に付する再生計画案　平成27年７月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成27年８月６日まで
平成27年７月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第２号
川崎市多摩区長沢３丁目２番30号　クレールメゾン203
再生債務者　小松　貴展
１　決議に付する再生計画案　平成27年７月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成27年８月６日まで
平成27年７月９日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（再イ）第６号
川崎市宮前区野川3024番地２　さぎぬま寮
再生債務者　仲田　トモ
１　決議に付する再生計画案　平成27年７月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成27年８月６日まで
平成27年７月９日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（再イ）第１３号
愛知県一宮市萩原町串作字平25番地　サンコーポ平203号
再生債務者　森山　啓介
１　決議に付する再生計画案　平成27年６月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成27年８月６日まで
平成27年７月９日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（再イ）第２７号
京都市伏見区羽束師鴨川町194番地21
再生債務者　園山　美花（旧姓西村）
１　決議に付する再生計画案　平成27年６月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成27年８月６日まで
平成27年７月９日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２７年（再イ）第１号
滋賀県長浜市小谷丁野町1800―109号室、前住所福井県小浜市平野第19号７番地の３
再生債務者　近者　　学
１　決議に付する再生計画案　平成27年７月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成27年８月13日まで
平成27年７月９日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

平成２７年（再イ）第５号
長崎県大村市木場２丁目733番地11
再生債務者　本多　秀光
１　決議に付する再生計画案　平成27年６月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月23日
３　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月23日まで
平成27年７月９日　長崎地方裁判所大村支部

平成２７年（再イ）第１号
青森県弘前市大字門外４丁目14番地22　船水キワ方
再生債務者　伊勢田将直
１　決議に付する再生計画案　平成27年７月７日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年７月30日
３　再生計画案に対する回答期間　平成27年７月30日まで
平成27年７月９日　青森地方裁判所弘前支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第１号
愛媛県松山市正円寺３丁目10番16号　ミュージア正円寺101号
再生債務者　亀田　隆浩
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年７月８日　　松山地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第４号
神戸市東灘区北青木２丁目10番６―503号
再生債務者　岡部　紳弥
１　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年８月４日まで
４　一般異議申述期間　平成27年８月11日から平成27年８月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第１号
三重県津市豊が丘４丁目41番６号
再生債務者　石田　一男
１　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年８月６日まで
４　一般異議申述期間　平成27年８月13日から平成27年８月27日まで
津地方裁判所再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第４号
札幌市西区西野５条７丁目９番17号
再生債務者　松下　　亨
１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年７月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成27年８月６日まで
平成27年７月９日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第７号
長野県松本市中山台29番13号
再生債務者　永崎　敏之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年７月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月９日　長野地方裁判所松本支部

平成２７年（再ロ）第５号
名古屋市港区川間町１丁目11番地　宝マンション川間町スクエア408号
再生債務者　山崎　幸司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年７月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

都市計画道路事業公告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり公告する。
平成二十七年七月十三日　　東日本高速道路株式会社　代表取締役社長　廣瀬　　博
一　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画高速道路事業　都市高速道路外郭環状線
二　施行者の名称　国土交通大臣、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社
三　事務所の所在地
東京都世田谷区用賀四丁目五番一六号ＴＥビル七階（関東地方整備局東京外かく環状国道事務所）
東京都練馬区高野台四丁目一番二三号（東日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事務所）
東京都目黒区大橋一丁目五番一号クロスエアタワー七階（中日本高速道路株式会社東京支社東京工事事務所）
四　工事事業地の所在
使用の部分　平成二十六年東京都告示第四百七号の事業地のうち東京都世田谷区喜多見八丁目並びに成城三丁目及び四丁目並びに北烏山五丁目及び七丁目並びに同都調布市東つつじケ丘二丁目並びに二丁目並びに若葉町一丁目並びに仙川町二丁目及び三丁目並びに同都練馬区上石神井一丁目並びに石神井台二丁目及び三丁目並びに同都鷹市中原一丁目並びに北野二丁目及び四丁目並びに石神井井の頭一丁目及び二丁目並びに弁天町一丁目並びに北町二丁目及び三丁目並びに南大泉一丁目及び二丁目並びに東大泉一丁目及び二丁目並びに西大泉一丁目並びに大泉学園町一丁目及び二丁目並びに練馬一丁目並びに光が丘一丁目及び二丁目並びに土支田一丁目及び二丁目並びに大泉町一丁目及び二丁目並びに谷原一丁目及び二丁目並びに関町北一丁目及び二丁目並びに関町南一丁目及び二丁目並びに東久留米市南沢一丁目及び二丁目並びに下里一丁目及び二丁目並びに八幡町一丁目及び二丁目並びに本町一丁目及び二丁目並びに東町一丁目及び二丁目並びに前沢一丁目及び二丁目並びに西原町一丁目及び二丁目並びに南町一丁目及び二丁目並びに小山一丁目及び二丁目並びに野火止一丁目及び二丁目並びに滝山一丁目及び二丁目並びに東村山市恩多町一丁目及び二丁目並びに富士見町一丁目及び二丁目並びに青葉町一丁目及び二丁目並びに諏訪町一丁目及び二丁目並びに秋津町一丁目及び二丁目並びに東村山一丁目及び二丁目並びに廻田町一丁目及び二丁目並びに久米川町一丁目及び二丁目並びに栄町一丁目及び二丁目並びに野口町一丁目及び二丁目並びに萩山町一丁目及び二丁目並びに美住町一丁目及び二丁目並びに諏訪